

関西学院大学自己点検・評価規程

1992年3月27日
理事会決定

(趣旨)

第1条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行う。

(大学自己評価委員会)

第2条 大学に自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第8条に規定する個別自己評価委員会を統括する。

3 委員会は、第9条第2項に規定する報告を統括整理し、大学の自己評価として取りまとめる。

(委員会の組織)

第3条 委員会は次の委員をもって組織する。

1 副学長 1名

2 第8条に規定する個別自己評価委員会の委員長

2 大学事務統轄は、職務上委員会に出席するものとする。

3 委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を経て委員以外の者を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、原則として3年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長がこれにあたる。

2 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長に事故ある場合は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の議決)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(自己評価結果の報告)

第7条 委員会は、原則として、5年ごとに大学全体としての自己評価結果を報告書としてまとめて、大学評議会に報告し、評価推進委員会に提出するものとする。

(個別自己評価委員会)

第8条 委員会のもとに次の個別自己評価委員会を置く。

1 大学執行部自己評価委員会

2 大学キリスト教主義教育自己評価委員会

3 神学部・神学研究科自己評価委員会

4 文学部・文学研究科自己評価委員会

5 社会学部・社会学研究科自己評価委員会

6 法学部・法学研究科自己評価委員会

7 経済学部・経済学研究科自己評価委員会

8 商学部・商学研究科自己評価委員会

9 理工学部・理工学研究科自己評価委員会

10 総合政策学部・総合政策研究科自己評価委員会

- 11 人間福祉学部・人間福祉研究科自己評価委員会
 - 12 教育学部・教育学研究科自己評価委員会
 - 13 国際学部自己評価委員会
 - 14 言語コミュニケーション文化研究科・言語教育研究センター自己評価委員会
 - 15 司法研究科自己評価委員会
 - 16 経営戦略研究科自己評価委員会
 - 17 大学図書館自己評価委員会
 - 18 高等教育推進センター自己点検評価委員会
 - 19 産業研究所自己評価委員会
 - 20 教職教育研究センター自己評価委員会
 - 21 人権教育研究室自己評価委員会
 - 22 キリスト教と文化研究センター自己評価委員会
 - 23 災害復興制度研究所自己評価委員会
 - 24 先端社会研究所自己評価委員会
 - 25 総合支援センター自己評価委員会
 - 26 日本語教育センター自己評価委員会
- 2 個別自己評価委員会の委員構成・職務等については、別にこれを定める。

(自己評価の実施方法)

- 第9条 自己評価は、別に定める評価目標、評価項目、評価指標等に従って、第8条に規定する個別自己評価委員会ごとにその所管事項について実施する。
- 2 個別自己評価委員会は、自己評価の経過及び結果について、毎年、委員会に報告書を提出するものとする。

(点検及び評価目標、評価項目、評価指標等)

- 第10条 自己評価の評価目標、評価項目、評価指標等は、別にこれを定める。
- 2 自己評価の項目については、個別自己評価委員会で検討し、委員会で決定する。

(自己評価結果の公表)

- 第11条 委員会は、第7条に規定する報告書を学内教職員に配付するとともに、学内所定の場所で学生等の閲覧に供するものとする。なお、学外にも公表するものとする。

(自己評価結果の活用)

- 第12条 各部局は、自己評価結果をふまえ、教育研究活動等の状況の改善に努めるものとする。
- 2 委員会は、自己評価結果をふまえ、実施体制、自己評価項目、実施方法、評価結果の活用について定期的に見直し、改善に努めるものとする。
- 3 学長は、自己評価結果をふまえ、大学の短期及び中・長期計画に反映させていくよう努めるものとする。

(事務)

- 第13条 委員会に関する事務は、学長室、評価情報分析室が担当する。

(規程の改廃)

- 第14条 この規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。
- 2 この規程は、1993年（平成5年）6月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、1994年（平成6年）6月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、1995年（平成7年）4月1日から改正施行する。

- 5 この規程は、1997年（平成9年）4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、1998年（平成10年）4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、1999年（平成11年）4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、2001年（平成13年）4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、2002年（平成14年）4月1日から改正施行する。
- 10 この規程は、2004年（平成16年）4月1日から改正施行する。
- 11 この規程は、2004年（平成16年）5月7日から改正施行する。
- 12 この規程は、2005年（平成17年）4月1日から改正施行する。
- 13 この規程は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する。
- 14 この規程は、2008年（平成20年）4月1日から改正施行する。
- 15 この規程は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。
- 16 この規程は、2010年（平成22年）4月1日から改正施行する。
- 17 この規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正施行する。
- 18 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。